和歌山大学大学院教育学研究科規則

制　　定　平成　５年　４月　１日
最終改正　令和　７年　３月１４日

（趣旨）

第１条　和歌山大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）及び和歌山大学学位規程の定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（目的）

第２条　研究科は、高度専門職を養成する専門職学位課程として、高度な知識や専門性を備え、地域の学校の多様な課題に対応できる実践力・指導力を発揮し、将来の学校教育を先導的に牽引できる人材の養成を目的とする。

（専攻及びコース）

第３条　研究科に教職開発専攻（以下「専攻」という。）を置く。

２　専攻に次のコースを置く。

学校改善マネジメントコース
授業実践力向上コース
スペシャリストコース
特別支援教育コース

（学期）

第４条　研究科の学期は、学則第５条の規定にかかわらず、１学年を４学期に分け、それぞれの期間は、年度毎に別に定める。

（入学者の選考）

第５条　入学者の選考の方法、時期等は研究科会議において定める。

（指導教員等）

第６条　研究科に、教育、修了研究及びその他の指導のため、コース担当教員を置く。

２　研究指導教員及びコース担当教員の決定は、研究科会議が行う。

（授業科目及び単位数）

第７条　授業科目及び単位数は、別表第１に掲げるとおりとする。

２　研究科会議が教育又は研究上必要と認めたときは、前項の授業科目のほか、特別に授業科目を開設することができる。

（履修方法）

第８条　学生は、コース担当教員の指導のもとに、別表第２に定める各コース別の履修方法により４６単位以上を修得しなければならない。

（履修科目の届出）

第９条　学生は、コース担当教員の指導を受けて、履修しようとする授業科目を定め、所定の期日までに、研究科長に届け出なければならない。

（単位修得の認定）

第１０条　各授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が行う。

（試験）

第１１条　試験は、筆記又は口述とし、当該科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、授業科目によっては、適当な時期に行うことがある。

（追試験及び再試験）

第１２条　追試験及び再試験は行わない。ただし、研究科会議が特に認めたときは、追試験を行うことがある。

（最終審査）

第１３条　最終審査は、所定の単位を修得した者に報告書の提出を求め、口頭試問により行う。

２　前項の口頭試問に加えて、発表を求めることがある。

（課程修了の認定）

第１４条　課程修了の認定は、研究科会議の議を経て、学長が行う。

（再入学）

第１５条　再入学を許可された者の既修得単位は、研究科会議の承認を得て、課程修了に必要な単位数に算入することができる。

（雑則）

第１６条　この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科会議が定める。

附　則

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則　（平成６年４月１４日一部改正）

この改正規則は、平成６年４月１４日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

附　則　（平成７年４月１日一部改正）

この改正規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則　（平成８年６月２１日一部改正）

この改正規則は、平成８年６月２１日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

附　則　（平成１３年６月２２日一部改正）

この改正規則は、平成１３年６月２２日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

附　則　（平成１４年３月２２日一部改正）

この改正規則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則　（平成１６年４月１日一部改正：法人和歌山大学規程第１７９号）

この改正規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則　（平成１９年３月３０日一部改正：法人和歌山大学規程第６２０号）

この改正規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則　（平成２０年３月３１日一部改正：法人和歌山大学規程第７９９号）

この改正規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則　（平成２４年１０月２６日一部改正：法人和歌山大学規程第１３５５号）

この改正規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年２月１８日一部改正：法人和歌山大学規程第１７３５号）

１　この改正規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２８年３月３１日以前に入学した学生及び平成２８年３月３１日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附　則（平成３１年２月８日一部改正：法人和歌山大学規程第２１１２号）

１　この改正規則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　平成３１年３月３１日以前に入学した学生及び平成３１年３月３１日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附　則（令和元年１１月２７日一部改正：法人和歌山大学規程第２１９０号）

１　この改正規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和２年３月３１日以前に入学した学生及び令和２年３月３１日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月２７日一部改正：法人和歌山大学規程第２２８１号）

１　この改正規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和２年３月３１日以前に入学した学生及び令和２年３月３１日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附　則（令和６年３月２６日一部改正：法人和歌山大学規程第２７４６号）

１　この改正規則は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年３月３１日以前に入学した学生及び令和６年３月３１日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附　則（令和６年６月２８日一部改正：法人和歌山大学規程第２７６３号）

この改正規則は、令和６年６月２８日から施行する。

附　則　（令和７年３月１４日一部改正：法人和歌山大学規程第２８４５号）

１　この改正規則は、令和７年３月１４日から施行する。

２　令和６年３月３１日以前に入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

大学院教育学研究科規則

別表第１（第５条関係）　授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数
専攻共通科目	教育課程の編成及び実施に関する領域	教育課程における今日的課題	2
		教育課程における今日的課題（特別支援教育）	2
		学習過程と評価	2
		能動的学習の実践的研究（ＩＣＴを含む）	2
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	教材研究における今日的課題	2
		教材研究における今日的課題（特別支援教育）	2
		自立活動（特別支援教育）	2
		道徳教育	2
		ICT 活用と指導技術	2
	生徒指導及び教育相談に関する領域	問題行動と保護者との連携	2
		学校と家庭との連携（特別支援教育）	2
		生徒指導と体制	2
	学級経営及び学校経営に関する領域	特別支援教育と体制	2
		学校・学級経営Ｉ	2
		学校・学級経営（特別支援教育）	2
		和歌山における家庭・地域と連携した学校づくり	2
		学校安全と危機管理	2
	学校教育と教員の在り方に関する領域	子どもの権利	2
学校改善マネジメントコース	コース専門科目	学校と法	2
		学校組織と経営	2
		教育と福祉の連携	2
		教育課程編成の理論と実践（カリキュラムマネジメントを含む）　※１	2
		授業研究の理論と実践　※１	2
		若手校内研修への支援　※１	2
		小規模校支援　※２	2
		学校安全と危機管理　※２	2
		基礎基本学習指導方法　※２	2
		理科実験（小）　※２	2
		理科実験（中・高）　※２	2
		理科教材開発（中・高）　※２	2
		探究のための教材開発－算数・数学のカリキュラム連携　※２	2
		探究のための教材開発－統計・データ活用　※２	2
		探究のための教材開発－プログラミング　※２	2
		探究のための教材開発－生活者視点の授業づくり※２	2
		探究のための教材開発－造形表現と鑑賞　※２	2

		探究のための教材開発－音楽表現と鑑賞　※２ 探究のための教材開発－健康・体力づくり　※２ 探究のための教材開発－運動指導　※２ 探究のための教材開発－体育の授業づくり　※２ 探究のための教材開発－言語感覚育成のための国語教材研究　※２ 探究のための教材開発－思考力育成のための国語教材研究　※２ 探究のための教材開発－基礎基本習得のための国語指導方法・教材研究　※２ 探究のための教材開発－地域の変化と持続性の探究※２ 探究のための教材開発－現代社会の成り立ち　※２ 探究のための教材開発－公共圏の担い手育成のための教材開発　※２ 探究のための教材開発－外国語コミュニケーション能力育成のための指導方法　※２ 探究のための教材開発－言語活動充実のための教材開発（英語）　※２ 探究のための教材開発－ＣＬＩＬ教材開発　※２	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	実習関連科目	課題分析 課題探究	2 2
	実習科目	課題リサーチインターンシップ 学校実践実習Ａ 学校実践実習Ｂ 先進校実習	4 3 3 1
授業実践力向上コース	コース専門科目	授業・教材研究Ⅰ 授業・教材研究Ⅱ 授業・教材研究Ⅲ 学校・学級経営Ⅱ （学校改善マネジメントコースにて※２に掲げる科目）	2 2 2 2 各２
	実習関連科目	課題分析 課題探究	2 2
	実習科目	授業参加インターンシップ 授業実践実習Ａ 授業実践実習Ｂ 小規模校実習	4 3 3 1

スペシャリストコース	コース専門科目	（学校改善マネジメントコースにて※１に掲げる科目） （学校改善マネジメントコースにて※２に掲げる科目）	各２ 各２
	実習関連科目	課題分析 課題探究	２ ２
	実習科目	課題リサーチインターンシップ 学校実践実習Ａ 学校実践実習Ｂ 先進校実習	４ ３ ３ １
特別支援教育コース	コース専門科目	特別支援教育推進のための関連機関との連携 知的障害・発達障害のアセスメントとケーススタディ 知的障害児及び発達障害児の学習指導 障害児の生理病理と臨床 特別支援教育とコンサルテーション 発達障害のある子どもの二次障害の予防と対策 特別支援教育の理念と現代的課題	２ ２ ２ ２ ２ ２ ２
	実習関連科目	課題分析（特別支援教育） 課題探究（特別支援教育）	２ ２
	実習科目	課題リサーチインターンシップ（特別支援教育） 授業参加インターンシップ（特別支援教育） 学校実践実習Ａ（特別支援教育） 授業実践実習Ａ（特別支援教育） 学校実践実習Ｂ（特別支援教育） 授業実践実習Ｂ（特別支援教育）	４ ４ ３ ３ ２ ２

別表第２（第６条関係）　履修方法及び単位数

授業科目　　コース名	学校改善ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｺｰｽ	授業実践力向上コース	スペシャリストコース	特別支援教育コース
専攻共通科目	２０	２０	２０	２０
コース専門科目	１２	１２	１２	１２
実習関連科目	４	４	４	４
実習科目	１０	１０	１０	１０
計	４６	４６	４６	４６